

新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援事業所の人員配置等基準に関する取扱いについて

(令和4年2月22日時点)

【令和4年2月22日から当面の間】

※令和3年2月15日時点のQ&Aから下線箇所(Q9【学校等において感染者が発生した場合】)を修正しています。

放課後等デイサービス及び児童発達支援については、障害福祉サービス等報酬、人員、設備、及び運営基準等を遵守して運営する必要がありますが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応等（以下、「新型コロナウイルス対応」という。）について、「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9月22日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」に基づき下記のとおりを取扱いといたします。

なお、この取扱いは、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることの重要性に鑑みたものであることに御留意いただくようお願いいたします。

また、国からの通知の発出や新型コロナウイルス感染症の状況等により、取扱い期間中であっても内容を一部変更する可能性がございますことに御留意ください。

※ウェルネットなごやの情報は随時更新してまいります。確認をお願いいたします。

※このQ&Aについては、多くいただいた質問に対してのものととなります。それ以外の取扱いにつきましては、別途お問い合わせください。

Q1 【記録について】

新型コロナウイルス対応によるやむを得ない事由による一時的な人員不足や新型コロナウイルス感染症等に関連し、急な児童の受け入れが発生した場合等による一時的な定員超過などの対応をした場合等に記録は必要なのか。

新型コロナウイルス対応のための特例的な取扱いに基づいた対応等により支援を行う場合については、利用児童の安全や感染拡大防止等に十分配慮するとともに、当該対応が必要となった理由等について、できる限り詳細に記録を残しておくことが必要となる。

※定員超過に関しては、学校等の再開や、定員超過で受け入れた場合による安全面や感染リスクの不安が生じることを踏まえ、特に限定的な取扱いにする必要があることから「やむを得ない事由」（原則としてそれぞれの利用者の事由によるものとし、全ての児童を対象とした包括的な事由は不可）及び「新型コロナウイルス感染拡大に防止策や安全対策」を記載した書面について、別紙参考様式を活用し、事業所に記録を残しておくことが必要（本市への提出は不要）。

Q2 【欠席時対応加算について①】

新型コロナウイルス感染症に感染することをおそれ、利用児童が欠席となった。欠席時対応加算を請求してもよいのか。

報酬告示に基づく欠席時対応加算の要件を満たせば請求可能となる。

Q3 【欠席時対応加算について②】

事業所利用前に検温をして、体温が 37.5 度以上の児童は事業所の利用を断っている。その場合も欠席時対応加算の算定は可能となるのか。

報酬告示に基づく欠席時対応加算の要件を満たせば請求可能となる。

Q4 【人員基準について】

新型コロナウイルス対応を理由として、職員が休暇の取得等を行うことによって、人員基準を一時的に満たさなくなってしまう日や時間がある。その場合に人員欠如として減算の対象となってしまうのか。

やむを得ず一時的なものとして、減算措置を適用しない取扱いとする。その場合もできる限りの職員確保に努めるとともに、利用者の安全や感染拡大防止に十分配慮すること。

Q5 【代替的に提供したサービスについて】

新型コロナウイルスに感染することをおそれ、利用児童が欠席となった。通常の報酬算定ができるのか。

新型コロナウイルス感染症に感染することをおそれ通所での利用を控えている場合においても、下記算定要件を満たすことで通常の報酬算定が可能となる。ただし、欠席時対応加算を算定する場合に行う対応だけでは算定できない。

なお、通常のサービス利用とみなされ、利用者負担が発生することについては保護者に対し丁寧な説明を行うこと。

なお、通所支援の利用児童と代替的サービスの利用児童を合わせた人数にて定員を厳守することが原則となるが、新型コロナウイルス対応によるやむを得ない事由により定員超過が生じた場合は、Q1 の取扱いにより記録を残す必要がある。

[算定要件]

- ・保護者が通常支援の提供を望んだ場合、居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行うこと
- ・通常の支援にあたるためサービス提供実績記録票の備考欄に支援方法、支援時間を記載し、保護者の確認を得ること

- ・ 支援内容についてできる限り詳細に記録（任意様式 別紙参考）を残すこと

「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（3月24日版）（令和2年3月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」により、具体的なサービス内容の例が以下のとおり示されている。

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（4月13日版）（令和2年4月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」により、メールやLINE等のコミュニケーションアプリの活用による支援についての取扱いが以下のとおり示されている。

- ・ 支援をメール等で行うことについて、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら必要な助言などを行うことが困難であるため、基本的には、支援は居宅への訪問や電話等で行うことが望ましい。

一方で、例えば、日中児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象となる。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得ること。

- ・ メール等による支援に対する一連のやりとりをもって、支援の提供がなされたものとするため、日をまたいで保護者等から応答があっても、1日の報酬として算定すること。事業所からの再度のメール等が翌日以降になったとしても、当初の支援に付随する単なる挨拶のやりとりなどは、2日目の報酬としては認められない。（1日目にのみ報酬として算定。）なお、メール等による報酬の算定日は、支援のやりとりを開始した日とすること。

〈以下のような支援は報酬対象外〉

- ・ 同一の内容をメール等で利用者に送信する。（同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。）
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

Q6 【児童指導員等加配加算等の算定について】

新型コロナウイルス対応により、児童指導員等加配加算等の算定対象である職員の人員欠如が生じた場合、届出上の加算を請求できるのか。

届出上算定できていた児童指導員等加配加算等については、加算を算定してもよい取扱いとする。その場合もできる限りの職員確保に努めるとともに、利用者の安全や感染拡大防止に十分配慮すること。

ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」等については、基本的に算定できない。従前より減算となっていたものについては、引き続き減算を算定する必要がある。

Q7 【自主的な休業について】

感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業することができるのか。また、その際に利用者に対して代替的に居宅への訪問や電話等にて支援してよいか。

事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等に、通所サービスの提供を縮小（可能な場合には通所を控えていただくなど）して実施した場合においても感染拡大防止が困難な場合については、本市に速やかに報告するとともに、休業届出書（別紙参考様式参照）を提出することで自主的に休業してよいものとする（すべての利用者につき、他事業所への引継ぎや休業に関する利用者の同意が事前に必要）。

なお、事業所の職員・利用者に感染が疑われるものが発生し検査を受けている間等、緊急やむを得ない場合については、休業届出書について事後的になってよい。ただし、電話連絡等により速やかに本市に報告すること。

また、上記により臨時休業をした事業所において代替サービスによる支援の提供も可能となる。その取扱いについては、Q5と同様の対応をすることで通常報酬の算定を可能とする。なお、その場合においては、原則として人員基準を満たす配置が必要である（Q4の準用は可能）。

Q8 【報酬単価について】

放課後等デイサービスにおいて、新型コロナウイルス対応により、学校が通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用する障害児についての報酬は、授業終了後の報酬と、学校休業日単価のいずれを算定するのか。

学校休業日単価を算定するものとする。（令和3年9月サービス提供分からの取扱い）

なお、通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用する障害児と、通常の授業の終了後の利用開始時間から利用する障害児が混在する場合、個々の障害児の利用開始時間に応じて、前者は学校休業日の報酬を、後者は授業終了後の報酬を算

定するものとする。

※令和2年度に実施をした「名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービス支援事業補助金」（かかりまし経費に対する補助金）の対象にはならない。」

Q9 【学校等において感染者が発生した場合について】

事業所を利用している子どもが通っている学校・保育所等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合、どの程度利用を避ければよいか。

当該学校・保育所等の休業・休園期間中は、休業・休園の規模及び期間に応じて、当該学校・保育所等に通う子どもの事業所の利用を避けるよう要請する。（「放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針」（令和4年2月22日改訂）参照）

なお、特定の学年や学級のみ休業になっている場合は、その学年や学級の利用者について利用を避けるよう要請する。

また、ここでいう「利用を避けるよう要請する」とは、利用してはいけないということではなく、子どもの状況や家族の状況を踏まえ、できる限り事業所の利用を控えていただくよう協力をお願いすることをいう。

※事業所の利用事例

- ・子どもが無症状で濃厚接触者にも該当せず、保護者がエッセンシャルワーカーであるなど子どもを事業所に預ける必要があり、事業所が感染対策を十分行ったうえで受け入れ体制も取れる場合など

Q10 【家庭連携加算及び事業所内相談支援加算（Ⅰ・Ⅱ）の算定について】

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、電話等による代替的な支援を行ったときに算定はできるのか。

算定可能である。ただし、これらの加算の他の算定要件は満たす必要があるため、個別支援計画で家庭への相談援助等が必要であることや、月の算定回数の上限がある点は留意すること。

なお、家庭連携加算は、従来から個別支援計画で、居宅等を訪問して相談援助を実施することを位置付けている場合に限るもので、従来から事業所内相談支援加算（Ⅰ）を算定している場合に、電話等による相談援助を行った場合も家庭連携加算を認めるものではない。